

障害児に対する「合理的配慮」に関する裁判事例の検討

－入学に関わる局面で争点となった事例－

窪田 眞 二

1. 研究の目的と枠組みの設定

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下：障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日から施行された^①。この間に、政府は、同法第6条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下：基本方針）を策定し、この基本方針に基づいて、関係府省庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が策定され、地方公共団体においても同様に対応要領が策定されつつある^②。

これらの基本方針、対応要領等に基づいてさまざまな局面で、不当な差別的取扱いがなされないよう、合理的配慮が社会の様々な場面で求められることとなる。

本稿は、文部科学省が策定した対応要領に基づいて、各学校や教育機関において求められる合理的配慮の在り方について検討する一助として、同法施行より前に言い渡された判例の中から障害児に対する処分や措置（就学校指定、学級指定、退学等）が争点となったものを抽出し、対応要領で求められる合理的配慮や不当な差別的取扱い、正当な理由、過重な負担といった観点から、判例に見られた判断が今後も正当性を持ちうるのかを検討するための素材を提供することを目的とする。

障害児に対する処分や措置を検討するにあたり、まず問題群の全体構造を設定し、その中で本稿が扱う事例を指定する。

教育組織の制度的要素として、アクセス制度やエントランス制度など16の要素があるとされている（教育制度研究会、2011、p.4）が、さらに大きくくりにして、例えば大学教育改革で言われるところのAP（アドミッション・ポリシー）、CP（カリキュラム・ポリシー）そしてDP（ディプロマ・ポリシー）という3つの方針を参考にするならば、上記の観点から検討の対象となる局面としては、入学に関わる局面（エントランス制度）、教育課程や施設・設備、学習組織に関わる局面（教育課程、教育メディア、施設・設備、学習援助組織）そして卒業（退学を含む）や修了認定に関わる局面（エグジット制度）を想定することができる。

そこで、本研究では、障害児に対する措置における配慮に関連する判例の類型を上記の3つの局面でとらえ、それぞれについての争点を含む判例を検討することとし、本稿では、その中の入学に関わる局面で争点となった事例を検討する。ただし、紙幅の関係上、事案の概要等については、各事例の判例評釈に譲り、裁判所の判断から本稿の課題に対応する部分を抽出することとする^③。

2. 先行研究の検討

障害児の行政処分や措置をめぐる裁判事例を扱った先行研究として、個々の事例を取り上げたものは多岐に渡るが、全体像をつかもうとした先行研究としては、吉田恵子・森部英生(200

7)を挙げることができる。

吉田・森部(2007)では、「判例時報」「判例タイムズ」「判例地方自治」などの判例掲載誌から77事例を抽出して「障教裁判事案」として整理している。分類方法としては、あくまで便宜的なものとしているが、「障害のある子どもたちを取り巻く学校の教育的・物的・人的条件のあり方という視点から、「障教裁判」を「教育・訓練指導のあり方をめぐる裁判」「教育・生活環境のあり方をめぐる裁判」「担当教師のあり方をめぐる裁判」の3つに分類(吉田・森部(2007)、p.252)している。それらの中で、障害者の入学をめぐる裁判は、「教育・生活環境のあり方をめぐる裁判」に位置付けられ、「学習環境」の「就学・進級」に分類されて下記(1)の事例について紹介されている。また、「環境整備」の分類として、下記(5)の事例について紹介されている。

吉田・森部(2007)では、障害者差別解消法の制定前の研究であることもあり、合理的配慮や不当な差別的取扱い、正当な理由、過重な負担といった観点で判例を分析しているものではないため、本稿では、これらに4事例を加えて上記の観点から検討することとする。

3. 入学に関わる局面で争点となった事例(判例の年月日順)

(1)【裁判年月日等】平成3年4月12日／京都地方裁判所／第3民事部／判決／平成元年(行ウ)4号／平成元年(ワ)2774号⁽⁴⁾

【著名事件名】養護学校高等部入学願書不受理処分取消請求事件

【事件名】入学願書不受理処分取消等請求、損害賠償請求事件

【裁判結果】却下、請求棄却

【上訴等】控訴

【参照法令】国家賠償法第1条、行政事件訴訟法第3条、第9条

【要旨】精神障害児が普通学級から養護学校高等部へ入学することを事実上不可能にする、教育委員会の指導通知の取消、入学願書不受理処

分の取消、不受理に対する損害賠償請求が、いずれも認められなかった事例

【事例の検討】本事案は、養護学校高等部願書不受理処分の適法性が争われた事案である。概要については、吉田・森部(2007)及び坂田仰(2004)に詳しいのでここでは割愛し、本稿の課題に対応する裁判所の判断のみを抽出する。

児童生徒の入学に関わる事案は、時日の経過と共に原告の年齢が訴えの利益を喪失させる(回復すべき利益を失う)という宿命を持っている。本事案でも養護学校への入学応募の意思表示に対する不受理処分の取消しを求める訴えは、入学対象学年の最終期限の経過により回復すべき法律上の利益を失い訴えの利益を欠くとして却下された。

本事案は、A市立B養護学校長が、原告が提出した同校高等部平成元年度入学応募の入学願書を受理しないとした処分の取り消しと、教育委員会が各学校長宛に発出した「心身に障害のある生徒の進路指導・就学指導について」と題する通知の取消を求めたものである。

本件通知の内容は、教育委員会指導部長から各学校長に対し、心身に障害のある生徒の進路指導、就学指導をなす際に、①特殊教育分野では小・中・高の一貫した教育が重要であり、高等部以後の教育には義務教育段階で特殊教育を受けていることが必要であること、②(①の教育的見地から)A市立養護学校(高等部)への進学に際しては、中学校2年次終了までに養護学校中等部又は中学校特殊学級に在籍した者であることを条件としていること、③心身に障害のある生徒の教育に関しては、適正就学指導委員会及び教育委員会特殊教育課と連携を保ちながら就学指導の推進に努めなければならないことに十分留意して指導を進めるよう注意を促すとともに、この留意点を、学校職員及び保護者にも周知徹底するように求めたものであった。

裁判所はこの通知の性格と原告の訴えの利益について、以下のように説示した。「本

件通知により、当時、中学校普通学級2年に在籍していた原告に対し、中学校2年次終了までに特殊学級に移籍することが強制されたものではないことが明らかである。(中略)したがって、本件通知は行政処分であるといえないのみならず、原告が現在右通知の取消により回復すべき法律上の利益がないことが明らかであるから、本件通知の取消を求める原告の訴えは、その対象である行政処分を欠き、かつ、訴えの利益を欠いた不適法な訴えとして却下を免れない。」

本件養護学校の校長が願書を受受理しなかった根拠は、昭和64年度A市立B養護学校高等部入学者募集要項に、「応募資格として、次の各号すべてに該当する者 (1)保護者の居住地が別表通学区域内にある者 (2)養護学校中等部(精神薄弱)または中学校特殊学級(精神薄弱・情緒障害)を昭和六四年三月に卒業見込みの者、または卒業した者」としていることが挙げられている。原告の場合、(2)の要件が満たされなかったと判断された。

このように応募資格を限定することについて、裁判所は「右の教育委員会の示す解釈、運用は、間接的にせよ養護学校高等部へ進学するためには、精神障害児童が、義務教育課程において特殊学級への編入を強いることにもなる点で、ノーマライゼーション(normalization・平準化の意)の趣旨にいささか悖るのではないかとの疑問が生じ、その政策的当否につき議論の余地がないとはいえないが(障害者権利宣言(3)、(4)項参照)、これが法律の明白かつ確定的な文言に反するものとはいえず、本件当時これと異なった行政解釈、通説・判例の存在、あるいは、右の解釈が明白に誤りであることを示す事実の存在は、これを認めるに足る的確な証拠がない。」とした。

(2)【裁判年月日等】平成4年3月13日／神戸地方裁判所／第2民事部／判決／平成3年(行ウ)20号⁶⁾

【著名事件名】筋ジストロフィー疾患を理由

とする高校入学不許可処分取消訴訟判決

【事件名】入学不許可処分取消等請求事件

【裁判結果】一部認容、一部棄却

【上訴等】確定

【参照法令】日本国憲法第14条、第26条、国家賠償法第1条、行政事件訴訟法第30条、学校教育法第49条(現行:第59条)、第106条(現行:削除)、教育基本法第3条(現行:第4条)、学校教育法施行規則第59条(現行:第90条)

【要旨】筋ジストロフィー疾患の入学希望者に対し、市立高等学校校長がした入学不許可処分が、違法であるとされた事例

【事例の検討】本事案については、数多くの論稿で紹介されているので、ここでは事案の詳細については割愛し、本稿の課題に対応する裁判所の判断のみを抽出する。

本事案は、原告が、被告C市立D高等学校校長に対し、入学不許可処分が身体的障害を唯一の理由としたもので、憲法、教育基本法などに反し違法であるとして、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、被告尼崎市に対し、本件処分後から原告の本件高校への入学が許可されるまで1か月につき20万円の割合による慰謝料の支払を求めたものであった。

裁判所の判断によれば、まず高等学校の入学に関する事項は、監督庁である文部大臣が定めるものとされているが、法令上は、その入学の方法について、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて学校長が許可すると定めがあるだけであることから、「選抜通知では、入学者選抜は、右資料に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うとしているが、入学選抜の方法や許可の基準については、なんら具体的に定めていない。したがって、高等学校への入学について、その許否処分自体はもちろん、どのような入学選抜方法をとるかについても、前記高等学校における教育目的実現の

ための教育的見地からする学校長の裁量的判断に任されているものと解することができる。」とされた。

しかし、「入学許否の処分が高等学校長の裁量に委ねられているとしても、その判断が憲法その他の法令から導き出される諸原則に反するような場合には、その処分が違法となることがあるのは当然である。また、県教委では入学選抜の準則として選抜要綱を定めているが、選抜要綱自体は、兵庫県における公立高等学校の入学選抜の手續に関する内部的準則に過ぎず、右要綱に反する手續によって入学許否処分をしたとしても直ちにその処分が違法となるものではない。しかし、右要綱に定められた手續を著しく逸脱したような場合は、裁量権の逸脱又は濫用としてその処分が違法となると解せられる。さらに、処分が事実の誤認に基づいていたり、その内容が社会通念に照らして著しく不合理であったりするような場合にも、裁量権の逸脱又は濫用としてその処分が違法となることはいうまでもない。」

次に、「高等学校の全課程を履修する見通しがある」ことを合否判定の基準とすることについて、「身体に障害を有する受検者について右のような基準を適用し、障害のため単位認定が困難という理由で不合格の判断をするなど、障害者に対する不当な差別を招来することのないよう留意しなければならないことはいうまでもない。」とし、「学校教育法施行規則二六条は、小学校の児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課されなければならないと規定し、同規則六五条は、高等学校の生徒についても右二六条を準用しているので、身体障害などのため体育などの履修が困難であっても障害の程度に応じて柔軟に履修方法を工夫すべきであり、障害児の高校受入れに当たっては障害のため単位認定が困難というだけの理由でその受入れを拒否することのないようにすべきであるとの障害児教育に関する国としての

指針を示しているものと解され、改定された高等学校学習指導要領の第一章第六款の六の七にも、『……心身に障害のある生徒などについては、各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に即した適切な指導を行うこと。』と規定され、障害の程度に応じた適切な指導が要求されているのである。」と指摘した。

最後に裁判所は以下のように説示した。

「障害を有する個々の児童、生徒につき、具体的にどのように教育を受ける権利が実現されるべきであるかについては議論があるところであり、当裁判所も、障害を有する児童、生徒を全て普通学校で教育すべきであるという立場に立つものではない。しかし、本件に関していえば、学校教育法施行令二二条の二は、その上位規範である学校教育法七一条、七一条の二からも明らかなように、少なくとも高等学校入学の学齢に達した障害者につき養護学校等へ就学させる義務を規定したのではなく、障害者の普通高等学校への入学を否定する法令も存しない。そして、たとえ施設、設備の面で、原告にとって養護学校が望ましかったとしても、少なくとも、普通高等学校に入学できる学力を有し、かつ、普通高等学校において教育を受けることを望んでいる原告について、普通高等学校への入学の途が閉ざされることは許されるものではない。健常者で能力を有するものがその能力の発達も求めて高等普通教育を受けることが教育を受ける権利から導き出されるのと同様に、障害者がその能力の全面的発達を追求することもまた教育の機会均等を定めている憲法その他の法令によって認められる当然の権利であるからである。」

以上のことから、「原告は、その中学時代の通学状況、学習能力、身体能力及び成績並びに本件高校における過去の身体障害者受入れの実績、施設及び教科履修などの点からしても、本件高校の全課程を履修することは可能であると認められるにもかかわらず、養護学校の方が望ましいという理由で本件高

校への入学を拒否することは、万難を排して本件高校へ入学し、自己の可能性を最大限に追求したいという原告の希望を無視することになり、その結果は、身体に障害を有する原告を不当に扱うものであるといわなければならない。」とし、高等学校における全課程の履修可能性の判断に際し、「その前提とした事実又は評価において重大な誤りをしたことに基づく処分であって、被告校長が本件高校への入学可否の処分をする権限の行使につき、裁量権の逸脱又は濫用があったと認めるのが相当」との結論に至ったのである。

また、合否判定委員会が設定した判定基準として3点が挙げられており、それらは、①自力で水平移動できること、②着替え、食事、トイレ等の身の回りのことは自分でできること、③全日制普通高等学校の教育目標に従って3年間の全課程の履修が可能であること、であったが、判例ではこれらが精神薄弱者に適用されることを念頭において作成されたものであり、その基準を具体的に見ても、かなり恣意的なものと評することができることから、「被告校長が設けた基準を本件に当てはめたことは裁量権を逸脱したか又はこれを濫用したといわなければならない。」としている。

(3)【裁判年月日等】<第1審>平成5年10月26日/旭川地方裁判所/民事部/判決/平成3年(行ウ)3号⁶⁾

<控訴審>平成6年5月24日/札幌高等裁判所/第4部/判決/平成5年(行コ)6号⁷⁾

【著名事件名】<第1審>特殊学級入級処分取消訴訟第一審判決、<控訴審>特殊学級入級処分取消請求控訴審判決

【事件名】<第1審>入級措置処分取消等請求事件、<控訴審>入級措置処分取消等請求控訴事件

【裁判結果】<第1審>一部却下、一部棄却、一部認容、<控訴審>控訴棄却

【上訴等】控訴(控訴棄却)、確定

【参照法令】行政事件訴訟法第3条、学校教

育法第5条、第29条(現行:第38条)、第71条(現行:第72条)、第75条(現行:第81条)、国家賠償法第1条、地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条(現行:第21条)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条、第5条、第50条

【要旨】特殊学級の設置が内部的には決定されていたにもかかわらず、心身障害を有する生徒の両親との協議の場において市教育委員会の職員が、生徒の普通学級への入級が実現可能であるとの強い期待を抱かせたことは、信義則、ないしは、条理上の注意義務に違反し違法であるとされた事例

【事例の検討】本事案の概要については、吉岡直子(1995)に詳しいのでここでは割愛する。

本事案では、要旨にあるような違法性を認めて損害賠償請求が一部認められたが、入学(入級)に係る判断については、以下のように示された。

「普通学級間あるいは普通学級と特殊学級間の振り分け入級処分に関して、(中略)当該子どもに対する教育的配慮が最優先されるべきものとしても、学級編制及び入級処分は当該学校における教育設備、教諭や介護員等の要員の問題を抜きにして決定することはできず、この点を無視して、仮に、子どもや両親の意思のみに基づいて決定された場合には、ときにかかなりの混乱を教育の現場にもたらし、他の子どもの教育にも影響することは容易に予測できるところである。そのことから、現行法秩序のもとにおいては、これについては校務をつかさどる校長に一定の枠内において権限を与え、その専門的経験知識に立脚した客観的視野のもとに、当該子どもにとって、また学級運営上より適切な方向としての結論をだすことを期待しているものと解されるところである。(中略)このようにみても、本件において、控訴人や両親が普通学級で教育を受けたい、あるいは受けさせたいとの強い意思を引き続き持って、これ

を希望してきたことは、(中略)理解できないものではないが、E 地方就学指導委員会の専門的検討判断を踏まえ、控訴人の障害の程度のほか、同人の小学校並びに留萌中における一、二年生の間における授業の状況などを含めた諸般の事情を勘案のうえなされた被控訴人校長の入級処分をして違法であるとする事はできないところである。」

(4)【裁判年月日等】<第1審>平成12年2月17日/大阪地方裁判所/第13民事部/判決/平成9年(ワ)8704号⁶⁾

<控訴審>平成14年3月14日/大阪高等裁判所/第3民事部/判決/平成12年(ネ)1032号⁶⁾

【事件名】損害賠償等請求事件

【裁判結果】<第1審>請求棄却

【上訴等】<第1審>控訴、<控訴審>控訴棄却、上告、上告受理申立

【参照法令】民法第709条、国家賠償法第1条

【要旨】(第1審)小学校の校長には、当然に、教育環境整備義務は認められないが、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮し総合的に評価したうえで、障害を有する児童を特殊学級に入学させるか否かを決定すべき義務、教育的見地から人事配置を決定すべき義務、当該児童がその在籍する教員の違法な作為、不作為により登校を拒否する等に至った特段の事情のある場合には、何らかの措置を講じるべき義務を負う。本件においては、小学校の校長に具体的には教育環境整備義務違反はないとされた事例。

(控訴審)小学校長が不登校児童に対して長期間にわたり担任教員らによる登校に向けての働きかけを行わなかったことは適切さを欠くものであったが、当該児童が不登校状態に至った経緯等に照らして社会通念上明らかに不合理であってその裁量権を濫用又は逸脱したものとまではいえず、校長において職務上尽くすべき注意義務を尽くさな

ったとはいえないとされた事例。

【事例の検討】本事案の概要等については、吉田・森部(2007)で紹介されているため、ここでは割愛し、校長による教育環境整備義務に関する説示部分を抽出する。

裁判所(一審)は、まず学テ最高裁判決(最高裁昭和51年5月21日判決)から憲法26条の学習権の解釈を引用した上で、「憲法二六条に基づく国の責務から、当然に、小学校長に対する本件教育環境整備義務を認めることはできず、小学校長が負う教育環境整備義務の内容は、憲法規範を具体化した関係諸法令によって定めるといふべきである。」として、具体的には「(1)小学校への⁽⁷⁾就学制度、(2)小学校における具体的な教育計画の策定手続、(3)小学校における教員配置の決定手続、(4)小学校における訪問教育制度などを設け、その権能の一部を小学校長に授権している。」とした。その行論の中で、教育環境整備義務については次のように解するのが相当であるとしている。

「(1)普通学級で授業を受けさせる義務(中略)市町村の教育委員会から児童の就学予定校として指定を受けた場合、小学校長は、就学予定児童が心身の故障等から教育上特別な取扱いを要する児童か否かを判断し、当該児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき権限を有するとされている(学教法二八条三項)ことに照らすと、法は、障害を有する児童について普通学級で授業を受けさせないことも認めているといふべきであるから、障害を有する児童について常に普通学級で授業を受けさせるべき義務を認めることはできない。しかし、右小学校長の権限は、子どもの学習権を具体化するための国の権能を授権されたものであるところ、前記(一)のとおり、憲法二六条が、国に与えている教育内容の決定権限は、子どもの成長の利益及びこれに対する社会公共の利益と関心にこたえるため必要かつ相当な範囲にとどまるものであることに照らすと、右小学校長の権限も全くの自由裁量であると解することは

できず、小学校長は、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮して総合的に評価した上で、当該障害を有する児童を特殊学級に入級させるか否か決定すべき義務（以下「教育環境整備義務（一）」という。）を負っていると解すべきである。（以下略）

（2）具体的な教育計画を策定する義務（略）

（3）適正な教員を配置する義務

（中略）憲法二六条が、国に与えている教育内容の決定権限は、子どもの成長の利益及びこれに対する社会的公共の利益と関心にこたえるため必要かつ相当な範囲にとどまるものであることに照らすと、右小学校長の決定権限を全くの自由裁量であると解すべきではなく、小学校長は、校内全体の人事配置の均衡を図りながら、教育的見地から諸般の事情を総合的に判断した上で、その配置を決定すべき義務（以下「教育環境整備義務（二）」という。）を負っていると解すべきである。

（4）学校から児童に対して働きかける義務

（中略）子どもの学習権が立法による具体化を待たなければ実現できない性格のものであることに照らすと、原則として、小学校長が、不登校となった児童に対し登校に向けて働きかける義務は認められないというべきである。しかし、（中略）現代社会においては、子どもの教育を受ける権利の実現において公教育制度が極めて大きな役割を果しているから、当該児童が、その在籍する小学校の教職員による違法な作為ないし不作為によって登校を拒絶するに至った場合等特段の事情が存する場合には、小学校長は、当該児童が再度登校をすることができるよう何らかの措置を講じるべき義務（以下「教育環境整備義務（三）」という。）を負うと解するのが相当である。」

教育環境整備義務については以上のように説示した上で、当該校長による義務違反の有無については、「小学校長が、教育の専門家

であることに照らすと特殊学級への入級処分に関する小学校長の決定はできる限り尊重されるべきであるから、右決定が社会通念上明らかに不合理であると認められない限り、違憲違法であるとの評価を受ける余地はないと解すべきである。」とし、「本件においては、原告児童らは、いずれも知的障害を有し（中略）、学習能力の点において障害を有しない児童とは相当程度の差があったことは否定できないこと（証拠略）、特に原告次郎については、情緒不安定な面があり、担当教諭を引っ掻くなどの行動をとることもしばしばであったことがうかがわれること（証拠略）などに照らすと、原告児童らを特殊学級へ入級させた乙山前校長及び乙山前校長の処分を維持した丙村校長の処分（なお、右処分がなされたことについては争いが無い。）は相当であったと認められる。」として義務違反はなかったと判断した。

校長による教育環境整備義務及びその義務履行の判断については、十分検討の余地があると思われる。

（5）【裁判年月日等】平成17年6月7日／徳島地方裁判所／決定／平成17年（行ク）4号¹⁰⁾

【事件名】仮の義務付け申立事件

【裁判結果】認容

【上訴等】確定

【参照法令】行政事件訴訟法第37条の5

【要旨】二分脊椎等の障害を有する5歳の幼児の就園を不許可とした町教育委員会の決定について、同幼児の心身の状況やその就園を困難にする事情の程度等、その困難を克服するための手段について慎重かつ柔軟に判断するならば許可をしなかったことに合理的理由があるといえず、裁量権を逸脱又は濫用したものであるとされた事例

【事例の検討】判例によれば、本事案は、「申立人が、〇等の障害のある次女Aを被申立人が設置するα幼稚園に就園させることの許可を求める申請をしたのに対して、β教育委員

会が就園を不許可とする決定をしたことについて、同不許可決定は違法であり、Aの就園を許可すべきであって、就園の許可がされないことによりAに償うことができない損害が生じるので、これを避ける緊急の必要があると主張し、行政事件訴訟法 37 条の 5 に基づき、主位的にα幼稚園長において、予備的に町教育委員会において、上記就園を仮に許可するよう求めた仮の義務付け申立事件である。」

公立幼稚園の入園について、「地方公共団体としては、幼児の保護者から公立幼稚園への入園の申請があった場合には、これを拒否する合理的な理由がない限り、同申請を許可すべきであり、合理的な理由がなく不許可としたような場合には、その裁量権を逸脱又は濫用したものとして、その不許可処分は違法になると解するのが相当である。」

この入園不許可に係る「合理的な理由」の判断については、以下のように説示した。

「本件不許可決定は、Aのα幼稚園への就園の申請である本件申請について、Aに身体障害があり、これに対し、人的、物的に十分な配慮をすることができないことを理由としてされたものである。地方公共団体にとって幼稚園において障害を有する幼児を受け入れることは、施設面等の物的な配慮や、教職員等の負担の増大に対する人的な配慮が必要となり、そのためには財政的な措置等を要することなどが想定されることは明らかである。しかしながら、障害を有する幼児に対し、一定の人的、物的な配慮をすることは、社会全体の責務であり、公立幼稚園を設置する地方公共団体においてもこのような配慮をすることが期待されるものというべきである。心身に障害を有する幼児にとって、社会の一員として生活するために成長、発達していくためには、特に、幼少期から、障害の有無にかかわらず他者とともに社会生活を送り、自主的、自立的な精神を育むことが重要であると考えられるほか、身体に障害を有する幼児にとっては、その障害を克服する

意欲を持続するためにも、他者との社会生活が重要となる場合もあると考えられる。そうだとすれば、心身に障害を有する幼児の公立幼稚園への就園の申請に対する許否の決定をするに当たっては、当該幼児に障害があり、就園を困難とする事情があるということから、直ちに就園を不許可とすることは許されず、当該幼児の心身の状況、その就園を困難とする事情の程度等の個別の事情を考慮して、その困難を克服する手段がないかどうかについて十分に検討を加えた上で、当該幼児の就園を許可するのが真に困難であるか否かについて、慎重に検討した上で柔軟に判断する必要があるというべきであり、そのような観点からみて不許可処分に合理的な理由がないとみられる場合には、当該不許可処分は、裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法となると解すべきである。」

被申立人(市)は、「α幼稚園がバリアフリーに配慮した施設になっておらず、そのような施設に改修することは被申立人の財政上不可能であること」などの財政的な理由を挙げるが、「Aをα幼稚園に就園させるに当たっての問題点は、Aの移動等の介助、安全の確保等をするため、教職員の加配措置を採ることができれば克服することが可能であるということができ」、Aのα幼稚園への就園を可能とするために教職員の加配措置を採ることができないとの上記判断が合理的なものであるか否かについて検討した結果、裁判所は「被申立人の財政上の理由を、Aについて教職員の加配措置を採らないとする決定的な理由とすることはできないというべきである。」と判断した。また、「財政上の理由、採用手続上の理由等から、Aのために教職員を加配する措置を採ることが不可能ないし著しく困難であるということではできず、(中略)加配する教職員が医療資格を有する者に限定されるということもできない。Aのα幼稚園への就園を可能とするために教職員の加配措置を採ることができないとの判断は合理性を欠くというべきである。」として

いる。

(6)【裁判年月日等】平成20年3月27日／大阪地方裁判所／決定／平成20年(行ク)11号⁽¹¹⁾

【事件名】仮の義務付け申立事件

【裁判結果】却下

【上訴等】抗告

【参照法令】行政事件訴訟法第3条、第37条の5、学校教育法第72条(現行:第76条)、第75条(現行:第81条)／学校教育法施行令第22条の3

【要旨】精神疾患に罹患している疑いがある児童生徒について、市の教育委員会が学校教育法施行令第5条1項2号の認定就学者に認定して、同令第14条に基づいて就学すべき学校として特別支援学校を指定しなかったことに、認定就学者の認定をしたことには相応の根拠があるとして、裁量権の逸脱、濫用がないとされた事例。

【事例の検討】 本事案は、学校教育法施行令の改正前の規定に基づくものであり、「認定就学者」制度が「認定特別支援学校就学者」制度に切り替わったため、現行法規に基づいた判断が示されたものとみることはできない。ただし、当時の認定就学者の認定に関する手続きにおいて、どのような配慮があったのかを知ることはできる。

本事案では、児童生徒等の市町村の設置する特別支援学校への就学に関する市町村の教育委員会の権限について、特別支援学校の設置義務は都道府県にあるが、市町村が特別支援学校を設置することは、「当該市町村において、その本来的な自治事務として、特別支援学校を設置した上、その就学等に関する事務を一元的に処理することを妨げるものではなく、かえってその方が特別支援教育を含めた教育行政の適切かつ円滑な遂行に資することが明らかであり、そのことが法令上予定されていると解される」とされる。そこで、特別支援学校を設置している市町村は、当該市町村の教育委員会による特別支援学校への就学についての通知等及び保護者に

よる当該特別支援学校への就学の届出は不要であると解すべきだとしている。

本事案は、原告が、行政事件訴訟法3条6項1号に基づき、大阪市教育委員会が申立人の未成年の子である夏子を相手方(大阪市)の設置する特別支援学校であるA養護学校に就学させるべき旨の指定通知をすべき旨を命ずることを求めるものであり、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するのであるが、教育委員会の裁量権については、「夏子が視覚障害者等(本件の場合は学校教育法75条、学校教育法施行令第22条の3に定める病弱者)に該当することに加えて、夏子はその障害の状態に照らして相手方の設置する中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認めることがその裁量権の範囲を超え又はその濫用となると認められることが要件となる」とされた。

そして、大阪市教育委員会が児童生徒を就学させるべき学校としてA養護学校を指定しないことがその裁量権の範囲を超え又はその濫用となるが、このことについては、次のような特殊事情があった。

「大阪市教育委員会教育長は、平成18年10月20日、A養護学校の就学に係る学校指定を平成19年4月1日から停止する(ただし、大阪市内の病院に入院する児童・生徒を対象にした訪問教育は引き続き行う)こととした。その理由は、A養護学校は、平成15年4月まで国立療養所D病院と連携していたが、同病院が廃止され、また、在籍数も年々減少し、学校としての存続が困難になったからであるとされた。上記学校指定停止の方針は、平成18年11月7日に報道機関に公表され、同月14日には大阪府教育委員会教育長に伝えられるなどしたが、A養護学校を廃止するための具体的手続(A養護学校の廃止に係る大阪府教育委員会の認可の申請(学校教育法4条1項2号参照)、大阪市学校設置条例の改正手続等)はいまだ執られていない。」

すなわち、教育委員会としては、廃止の方針が出されているA養護学校への指定はできない

という事情である。なお、「同校に在学する児童生徒については、できる限り、地元校に復帰することができるように引き続き指導及び支援に努めることとし、地元校に復帰した児童生徒のうち、病弱者としての指導及び支援が必要なものについては、病弱特別支援学級において支援を行うこととしている。」とある。

そういった特殊事情はそれだけで当該特別支援学校への指定を困難とするものであるが、裁判所は、申立のあった学校指定が行われなかった場合に進学する予定の学校における教育態勢に言及している。すなわち、夏子が進学する予定の平成20年4月には、「知的障害児を対象とした養護学級（特別支援学級）及び情緒障害児を対象とした養護学級（特別支援学級）がそれぞれ1学級ずつ設置される見込み」であるほか、別室指導ができる場所（保健室やサポート室、養護学級教室）が設けられ、教育上の配慮が必要な生徒については、個別指導計画や個別の教育支援計画が策定され、生徒一人一人のニーズに応じた教育的支援が行われることになっていた。さらに、同校には、臨床心理に関して専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーが配置され、週1回火曜日に同校に来所しており、保護者や生徒の相談に応じるとともに、生活指導上の問題について、教職員への助言、援助が行われており、対応可能な態勢が取られているとされた。そして、「通常の学級において授業を受けることが困難な状態が持続したとしても、上記養護学級において、教育上の配慮が必要な生徒について策定される個別指導計画や個別の教育支援計画の下、そのニーズに応じた教育的支援を受けることが可能である（授業の内容に応じて、一部の課程を通常の学級で就学し、一部の課程を養護学級で就学することも可能である。）」と認定している。さらに、「同中学校において臨床心理に関して専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーによる指導、助言を受けられるほか、夏子の生活指導上の問題については、教職員に対してもスクールカウンセラーによる助言、援助が行われることを期待することができる。」としている。

裁判所は、夏子にとってA養護学校と教育委員会が指定する中学校における教育のいずれが適しているかにも言及し、「夏子は、Z8（教育委員会が指定する中学校＝引用者注）の通常の学級又は特別支援学級（情緒障害児を対象とした養護学級等）において、上記のような精神疾患の疑いが存在することを前提に、専門家等の支援の下に夏子の教育的ニーズに応じた適切な指導又は支援を現実を受けることが可能であり、他方で、A養護学校における特別支援教育が夏子の症状に即した教育的ニーズに対する必要かつ適切な指導、支援であって夏子の症状の改善にも資することが明らかであるとまでは認め難い。」とした。

4. 考察

(1)「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下：対応指針）

指針の法的性格は個々の指針の目的等によって一律ではないと考えられるが、少なくとも障害者差別解消法第11条において、「主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。」と規定しており、法的に根拠があることから、例えば各事業体で指針を策定した場合に、その内容に反する対応はそれぞれの事業体によるサンクションが想定されるといってよいだろう。ちなみに、引用文中の第8条とは次の規定である。

「第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的

な配慮をするように努めなければならない。」

ただし、以下の引用文にもあるように、例えば「努めることが望ましい」というような文末の表現からも、法的な拘束力を持つことを想定していないと見ることができ、今後の裁判事例において、どこまで当事者の主張の根拠となし得るかは議論の分かれるところとなろう。

①正当な理由の判断の視点

障害者差別解消法に対応した文科省による対応指針では、「正当な理由の判断の視点」として以下のように示されている。

「正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。関係事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すなど障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。」（対応指針 第2-1-(1)）

また、続けて「関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。」とある。

②過重な負担

合理的配慮に関わる「過重な負担」については以下のように示されている。

「関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思

の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。」（対応指針 第2-2）

また、過重な負担であるか否かを判断する上で検討すべき観点としては以下の諸点が示されている。

1) 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、3) 費用・負担の程度、4) 事務・事業規模、5) 財政・財務状況（対応指針 第2-2-(2)）

③合理的配慮の個別性

「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの」（対応指針 第2-2-(1)-イ）であるとされている。

以上の①から③の視点を踏まえて、上記(1)から(6)の事例を再検討し、事例において示された裁判所による説示はどのように解釈することができるかについて考察する。これからの学校や教育行政機関が、判例で示されたような判断と同じような対応でよいのか、さらなる検討の余地が残されているのかということである。

(2) 対応方針に基づく事例の検討

(1)の養護学校高等部入学願書不受理処分取消請求事件では、裁判所が、「間接的にせよ養護学校高等部へ進学するためには、精神障害児童が、義務教育課程において特殊学級への編入を強いることにもなる」として、ノーマライゼーションの観点から教育委員会による対応の適切性に疑問を投げかけており、上記の正当な理由の判断における「財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われた」かどうかの検討が必要となると考えられる。

(2)の筋ジストロフィー疾患を理由とす

る高校入学不許可処分取消訴訟判決では、高等学校における全課程の履修可能性の判断に際し、「その前提とした事実又は評価において重大な誤りをしたことに基づく処分であって、被告校長が本件高校への入学許否の処分をする権限の行使につき、裁量権の逸脱又は濫用があったと認めるのが相当」との結論に至ったことについて、上記の正当な理由の判断における「抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由」でサービスの提供が制限されてはならない旨の対応指針の考え方が、本事例のように高校側が全課程の履修が難しいだろうという判断の不当性に広げて解釈してよいかどうか議論になると思われる。ただ、その解釈には難点があるとしても、「身体障害などのため体育などの履修が困難であっても障害の程度に応じて柔軟に履修方法を工夫すべきであり、障害児の高校受入れに当たっては障害のため単位認定が困難というだけの理由でその受入れを拒否することのないようにすべきである」とみなされる学校教育法施行規則第 26 条が学校による対応の不当性の根拠となることには変わりがない。

(3) の特殊学級入級処分取消訴訟では、「専門的経験知識に立脚した客観的視野」に基づく裁量的な判断の在り方が今後検討されるべき点となろう。その際に、「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」と対応指針にあるように、裁量的な判断についての当事者への説明が適切になされることが求められている。

(4) の校長の教育環境整備義務をめぐる損害賠償等請求事件では、「小学校長は、就学予定児童が心身の故障等から教育上特別な取扱いを要する児童か否かを判断し、当該児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき権限を有する」が、「小学校長は、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮して総合的に評価した上で、当該障害を有する児童を特殊学級に入級させるか

否か決定すべき義務」を有するとしている。しかし、ここでの決定が「社会通念上明らかに不合理であると認められない限り、違憲違法であるとの評価を受ける余地はない」としている。社会通念は時代と共に変容することが想定されるものであり、特に、認定就学者制度が認定特別支援学校就学者制度に切り替わったように、特別支援学校への就学が適切であるとの認定における判断は変わっていくもの、あるいはいくべきものという考え方からすれば、「専門的経験知識に立脚した客観的視野」に基づく裁量的な判断の合理性は上記合理的判断の個別性にあるように、個別に検討されるべきであり、「総合的な評価」の妥当性を問う仕組みが求められているのではないだろう。

(5) の町教育委員会による幼児の就園不許可をめぐる仮の義務付け申立事件では、「正当な理由」と判断されるに当たって検討されるべき視点が多く含まれていることを知ることができる。人的、物的に十分な配慮をすることができないことを理由としてされた就園不許可決定は、「施設面等の物的な配慮や、教職員等の負担の増大に対する人的な配慮が必要となり、そのためには財政的な措置等を要することなどが想定される」ことを根拠としており、これは上記の過重な負担であるか否かを判断する上で検討すべき観点に基づく正当性がどこまで認められるのかをめぐる議論である。当該幼稚園がバリアフリーに配慮した施設になっておらず、そのような施設に改修することは被申立人の財政上不可能だという主張に対して、裁判所は、「介助、安全の確保等をするため、教職員の加配措置を採ることができれば克服することが可能である」とした。また、加配措置についての財政的な負担についても、「教職員の加配措置を採ることができないとの判断は合理性を欠くというべきである」とした。「正当な理由」について、裁判所が詳細に検討して判断をしたことは示唆的である。

(6) の精神疾患に罹患している疑いがあ

る児童生徒について、市の教育委員会が特別支援学校を指定しなかったことをめぐる仮の義務付け申立事件では、教育委員会による学校指定に当たっての判断については、医学、心理学その他の専門的知見を踏まえたものであることを前提としつつ、「児童生徒等の就学すべき学校として特別支援学校を指定する行為（処分）については、当該処分に係る市町村の教育委員会の判断に、当該児童生徒等が視覚障害者等に該当する旨の判断に加えて、当該児童生徒等がその障害の状態に照らして当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があるとは認められない旨の判断、すなわち、当該児童生徒等が認定就学者に該当しない旨の判断が含まれているところ、当該児童生徒等が視覚障害者等に該当する旨の判断については、当該市町村の教育委員会に裁量の余地は認め難いが、当該児童生徒等が認定就学者に該当しない旨の判断については、学校教育法施行令上、当該市町村の教育委員会には一定限度の裁量の余地が認められているものと解される。」とされている。

これらの判断は、認定就学者制度が認定特別支援学校就学者制度に切り替わっても、教育委員会による学校指定という行為については、教育委員会による裁量という点で同様の判断が示されると類推してよいと思われる。ただし、認定特別支援学校就学者制度においては、視覚障害者等に該当するかどうかの判断が市町村教育委員会に求められることとなっており、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の考え方に基づいて「市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則」とするとされている点は大きな変更点である。

本事例では、養護学校と教育委員会が指定する中学校における教育のいずれが適しているかにも言及している。(5)と同様に、裁判所が就

学すべき学校の当該児童生徒にとっての適切性について入り込んだ検討をすることにより、就学先決定に係る裁量の妥当性を検討していることは注目すべきであるが、そうした裁判所の判断の妥当性について、今後は上記対応方針に基づいて検討されるべきであると同時に、対応方針自体の方針としての在り方の検討（司法判断の根拠となりうるか等）の余地があるのではない。

註

(1) 平成 25 年法律第 65 号

(2)平成 28 年 4 月 1 日時点での全国市区町村において対応要領を策定していたのは 21%であった。平成 28 年 10 月 1 日時点では、指定都市を含む全国市区町村の 43.5%が策定している。（内閣府 HP より算出）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiou/joukyo.pdf>(平成 28 年 12 月 21 日最終アクセス)

(3)判例の出典については、D1-Law.com (https://mypage.d1-law.com/dh_p/)の判例検索結果に基づいている。

(4) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?3&hriid=27810842&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成 28 年 12 月 21 日最終アクセス)

(5) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?4&hriid=25000001&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成 28 年 12 月 21 日最終アクセス)

(6)https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?5&hriid=27819882&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成 28 年 12 月 21 日最終アクセス)

(7) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?6&hriid=27825551&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成 28 年 12 月 21 日最終アクセス)

(8) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?7&hriid=28060822&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成 28 年 1

2月21日最終アクセス)

(9) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?8&hriid=28091250&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成28年12月21日最終アクセス)

(10) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?9&hriid=28102312&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成28年12月21日最終アクセス)

(11) https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?10&hriid=28153122&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (平成28年12月21日最終アクセス)

参考文献

*教育制度研究会編『要説教育制度 新訂第三版』学術図書出版社、2011年

*坂田仰「障害児の教育を受ける権利と入学資格の制限-養護学校高等部願書不受理処分の適法性」『月刊高校教育』37巻2号49～53頁、2004年

*佐藤陽一「知的障害児が不登校状態となったこと等につき小学校長等による教育環境整備義務違反を理由とする損害賠償請求が棄却された事例」『判例タイムズ』臨時増刊第1184号、2005年

*高梨文彦「障害を有する児童に対する小学校長の教育環境整備義務」『自治研究』第79巻第5号、2003年

*瀧澤仁唱「障害者の高校不合格が裁量権の逸脱又は濫用とされた事例」『民商法雑誌』第107巻第6号、1993年

*梅村明剛「普通学級、特殊学級のいずれに入級するか決定権が本人や両親にはないと判断した判決」『民事研修』第441号、1994年

*成川洋司「一 教育委員会が市立中学校に特殊学級を設置した行為が抗告訴訟の対象たる処分に当たらないとされた事例 二 中学校長が生徒を特殊学級に入籍させた処分が違法でないとしてされた事例 三 市教育委員会の職員が特殊学級の設置につき生徒の両親に対してなした発言が違法であるとして市に対して慰謝料の支払

いを命じた事例」『判例タイムズ』臨時増刊第882号、1995年

*山口亨「公立幼稚園就園許可の仮の義務付け-障害を有する幼児の保護者に対する就園不許可処分をめぐる」『月刊高校教育』第39巻第5号、2006年

*吉岡直子「判例における入学拒否処分、入級決定処分と校長の裁量権行使」『教育経営 教育行政学研究紀要』(九州大学)、第2号、1995年

*吉田恵子・森部英生「障害児教育をめぐる裁判例」『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』第56巻、2007年